

青森県報

第三千七百八号

平成二十五年
六月二十四日
(月曜日)

目次

告示

| | | | |
|--|---------------|---|----|
| 生活保護法による指定医療機関の名称変更の届出…………… | (健康福祉課) | … | 一 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出…………… | (同) | … | 一 |
| 生活保護法による指定施設者の施設所の廃止の届出…………… | (同) | … | 一 |
| 介護保険法による居宅サービス事業者の指定…………… | (高齢福祉課) | … | 二 |
| 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定…………… | (同) | … | 二 |
| 道路の区域の変更…………… | (道路課) | … | 二 |
| 建築基準法による指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地変更の届出…………… | (建築住宅課) | … | 三 |
| 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… | (会計管理課) | … | 四 |
| 証紙売りさばき人の指定…………… | (同) | … | 四 |
| 大規模小売店舗の立地に関する意見の概要…………… | (商工政策課) | … | 四 |
| 右 同…………… | (同) | … | 五 |
| 右 同…………… | (同) | … | 五 |
| 青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表…………… | (水産振興課) | … | 六 |
| 液体シンチレーション計数装置(H 三用)の購入に係る一般競争入札…………… | (会計管理課) | … | 八 |
| 建設業者の許可の取消し…………… | (三八地域 県民局) | … | 一〇 |
| 右 同…………… | (同) | … | 一〇 |

右 同…………… (同) …… 一〇

出先機関

土地改良区の役員 の 退任…………… (上北地域) …… 一〇

選挙管理委員会

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程 (事務局) …… 二

告

示

青森県告示第五百十九号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次とおり指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

| 区分 | 名称又は氏名 | 所在地又は住所 | 変更年月日 |
|-----|-------------------|-------------|----------|
| 変更前 | 財団法人済誠会十和田済誠会病院 | | |
| 変更後 | 一般財団法人済誠会十和田済誠会病院 | 十和田市西二十三番町一 | 平成二五・四・一 |

青森県告示第五百二十号

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------------------|-----------------------------|-------------------|
| 名称又は氏名 医療法人健仁会柏葉醫院 | 所在地又は住所 上北郡七戸町字笹田川久保八七の二 | 廃止年月日 平成二五・三・三 |
|-----------------------|-----------------------------|-------------------|

青森県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定施術者から施術所を廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | |
|-------------|---------------------|-----------------|-------------------------|--------------------|
| 氏 名 藤田 剛 | 住 所 五所川原市中央六丁目三六 | 施術所の名称 藤田整骨院 | 施術所の所在地 五所川原市中央六丁目三六 | 廃止年月日 平成二五・四・三〇 |
|-------------|---------------------|-----------------|-------------------------|--------------------|

青森県告示第五百二十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|-------------------|-----------------------------|-------------------|---|------------------|-------------------|
| 名称又は氏名 医療法人龍仁会 | 主たる事務所の所在地又は住所 黒石市大字前町一五 | 居宅サービスの種類 訪問介護 | 居宅サービス事業を行う所の名称 ヘルパーステーション かまくらの里 | 所在地 黒石市大字前町一五 | 指定年月日 平成二五・七・一 |
|-------------------|-----------------------------|-------------------|---|------------------|-------------------|

青森県告示第五百二十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|------------------------------------|-----------------------------|---------------------|---|------------------|-------------------|
| 指定介護予防サービス事業者 名称又は氏名 医療法人龍仁会 | 主たる事務所の所在地又は住所 黒石市大字前町一五 | 介護予防サービスの種類 訪問介護 | 介護予防サービス事業を行う所の名称 ヘルパーステーション かまくらの里 | 所在地 黒石市大字前町一五 | 指定年月日 平成二五・七・一 |
|------------------------------------|-----------------------------|---------------------|---|------------------|-------------------|

青森県告示第五百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年七月二十三日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|---|-----|--------------------|------------|
| 変更前 | 区分名 | 住所 | 変更年月日 |
| 株式会社 建築構造 センター | | 東京都新宿区新宿 二丁目一の一 | 平成二十五年七月一日 |
| 一 東京都新宿区 二 新宿区 三 白鳥ビル 四 宮城県仙台市 五 青葉区 六 青葉区 七 青葉区 八 青葉区 九 青葉区 十 青葉区 十一 青葉区 十二 青葉区 十三 青葉区 十四 青葉区 十五 青葉区 十六 青葉区 十七 青葉区 十八 青葉区 十九 青葉区 二十 青葉区 二十一 青葉区 二十二 青葉区 二十三 青葉区 二十四 青葉区 二十五 青葉区 二十六 青葉区 二十七 青葉区 二十八 青葉区 二十九 青葉区 三十 青葉区 三十一 青葉区 三十二 青葉区 三十三 青葉区 三十四 青葉区 三十五 青葉区 三十六 青葉区 三十七 青葉区 三十八 青葉区 三十九 青葉区 四十 青葉区 四十一 青葉区 四十二 青葉区 四十三 青葉区 四十四 青葉区 四十五 青葉区 四十六 青葉区 四十七 青葉区 四十八 青葉区 四十九 青葉区 五十 青葉区 五十一 青葉区 五十二 青葉区 五十三 青葉区 五十四 青葉区 五十五 青葉区 五十六 青葉区 五十七 青葉区 五十八 青葉区 五十九 青葉区 六十 青葉区 六十一 青葉区 六十二 青葉区 六十三 青葉区 六十四 青葉区 六十五 青葉区 六十六 青葉区 六十七 青葉区 六十八 青葉区 六十九 青葉区 七十 青葉区 七十一 青葉区 七十二 青葉区 七十三 青葉区 七十四 青葉区 七十五 青葉区 七十六 青葉区 七十七 青葉区 七十八 青葉区 七十九 青葉区 八十 青葉区 八十一 青葉区 八十二 青葉区 八十三 青葉区 八十四 青葉区 八十五 青葉区 八十六 青葉区 八十七 青葉区 八十八 青葉区 八十九 青葉区 九十 青葉区 九十一 青葉区 九十二 青葉区 九十三 青葉区 九十四 青葉区 九十五 青葉区 九十六 青葉区 九十七 青葉区 九十八 青葉区 九十九 青葉区 一百 青葉区 | | | |

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第五百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により、次のとおり指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があつたので、同条第三項の規定により公示する。

| | | | | | | | | |
|----|------|--------|--|-------|-------|----------------------------|------------------------|----|
| 1 | 図面番号 | 道路種類 | 路線名 | 変更の区間 | 変更前後の | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
| 県道 | | 酸ヶ湯黒石線 | 黒石市大字上十川字北原二番五九の二から 黒石市大字上十川字北原二番五九の二まで | | 後 前 | 一一・五〇メートルから 一一・五〇メートルまで | 三一・〇〇メートル 三一・〇〇メートル | |

一 東京都新宿区
二 新宿区
三 白鳥ビル
四 宮城県仙台市
五 青葉区
六 青葉区
七 青葉区
八 青葉区
九 青葉区
十 青葉区
十一 青葉区
十二 青葉区
十三 青葉区
十四 青葉区
十五 青葉区
十六 青葉区
十七 青葉区
十八 青葉区
十九 青葉区
二十 青葉区
二十一 青葉区
二十二 青葉区
二十三 青葉区
二十四 青葉区
二十五 青葉区
二十六 青葉区
二十七 青葉区
二十八 青葉区
二十九 青葉区
三十 青葉区
三十一 青葉区
三十二 青葉区
三十三 青葉区
三十四 青葉区
三十五 青葉区
三十六 青葉区
三十七 青葉区
三十八 青葉区
三十九 青葉区
四十 青葉区
四十一 青葉区
四十二 青葉区
四十三 青葉区
四十四 青葉区
四十五 青葉区
四十六 青葉区
四十七 青葉区
四十八 青葉区
四十九 青葉区
五十 青葉区
五十一 青葉区
五十二 青葉区
五十三 青葉区
五十四 青葉区
五十五 青葉区
五十六 青葉区
五十七 青葉区
五十八 青葉区
五十九 青葉区
六十 青葉区
六十一 青葉区
六十二 青葉区
六十三 青葉区
六十四 青葉区
六十五 青葉区
六十六 青葉区
六十七 青葉区
六十八 青葉区
六十九 青葉区
七十 青葉区
七十一 青葉区
七十二 青葉区
七十三 青葉区
七十四 青葉区
七十五 青葉区
七十六 青葉区
七十七 青葉区
七十八 青葉区
七十九 青葉区
八十 青葉区
八十一 青葉区
八十二 青葉区
八十三 青葉区
八十四 青葉区
八十五 青葉区
八十六 青葉区
八十七 青葉区
八十八 青葉区
八十九 青葉区
九十 青葉区
九十一 青葉区
九十二 青葉区
九十三 青葉区
九十四 青葉区
九十五 青葉区
九十六 青葉区
九十七 青葉区
九十八 青葉区
九十九 青葉区
一百 青葉区

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ユニバース青柳店

青森市青柳二丁目九の一

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
N T Tファイナンス株式会社

東京都港区芝浦一丁目二の一

代表取締役 前田幸一

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

- 2 期間

平成二十五年六月二十四日から同年七月二十四日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース南類家店

八戸市南類家二丁目九の五

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ユニバース

八戸市大字長苗代字前田八三の一

代表取締役 三浦紘一

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

- 1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

- 2 期間

平成二十五年六月二十四日から同年七月二十四日まで

- 3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア鶴田店

北津軽郡鶴田町大字宮浦川字前田二三八外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

- 三 意見の概要

県の意見なし

- 四 意見書の縦覧

1 場 所

青森県商工労働部商工政策課及び鶴田町役場

2 期 間

平成二十五年六月二十四日から同年七月二十四日まで

3 時 間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、鶴田町役場にあつては、その執務時間とする。

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四條第七項の規定により、青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成二十五年三月十五日公表）の全部を次のとおり変更したので、同條第十項において準用する同條第五項の規定により公表する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画

第1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- 1 本県の水産業は、平成22年において、生産量が22万トンで全国第4位、生産額が49.5億円で全国第8位と全国でも有数の漁獲実績を誇っており、漁業就業者数は平成20年現在において1万1千人となっている。また、遠洋漁業及び沖合漁業の基地として発展してきた八戸市を中心として水産加工業の生産も盛んであり、特に沿岸域において水産業は中核的な産業となっている。
このように、水産業は本県にとって極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
- 2 本県は、太平洋、津軽海峡及び日本海海域に三方を囲まれるとともに、大型内湾である陸奥湾を有していることから、我が国有数の好漁場が形成されている。
しかしながら、わが国周辺水域における海洋生物資源の多くが低水増、減少傾向にあり、本県海域においても低水増、減少傾向にある海洋生物資源が多くなってきている。今後ともこのような状況が継続すれば県民、国民のニーズへの的確な対応のみならず、地域経済の発展への重大な支障となるおそれがある。
- 3 このようなことから、県としては従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、県の魚のらめの資源が着実に増加しているなど、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、より一層の適切な海洋生物資源の保存及び管理により水産物の生産を更に安定的で持続的なものとするため、国の基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の数値について、適切な管理措置を講じることとする。
- 4 漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導又は採捕の数値の公表等実効措置を講じるため、他道県入漁船を含め第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
- 5 また、漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数値に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてより詳細な科学的データ又は知見が必要であるため、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、地方独立行政法人青森県産業技術センター水産総合研究所を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 6 第1種特定海洋生物資源及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 本県における漁獲可能量制度及び漁獲努力可能量制度については、関係漁業者の意見を十分に尊重し、また、他道県入漁者の採捕実績に妥当な配慮を払うものとする。

第2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は、次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 知事管理量 |
|-------------|-----------------|-------|
| すけとうだら | 平成24年4月～平成25年3月 | 若干 |
| まあじ | 平成24年1月～12月 | 若干 |
| まいわし | 平成24年1月～12月 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成24年7月～平成25年6月 | 若干 |
| するめいか | 平成24年1月～12月 | 若干 |

2 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は、次表のとおりである。

| 第1種特定海洋生物資源 | 管理の対象となる期間 | 知事管理量 |
|-------------|-----------------|-------|
| すけとうだら | 平成25年4月～平成26年3月 | 若干 |
| まあじ | 平成25年1月～12月 | 若干 |
| まいわし | 平成25年1月～12月 | 若干 |
| まさば及びごまさば | 平成25年7月～平成26年6月 | 若干 |
| するめいか | 平成25年1月～12月 | 若干 |

(注1) 数量を明示していない場合及び「若干」の場合の取り扱い等は以下のとおりとする。

(1) 数量を明示していない場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン未満と、資源に対する漁獲圧が無視できるほど小さいことから、漁獲可能量による管理をする必要がない。(注) 漁獲禁止とする場合には「0」と数量を明示する。

(2) 「若干」としている場合は、過去の漁獲実績がおおむね100トン以上あるものの、資源に対する漁獲圧が小さいと認められる場合であり、この場合は、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないようにするとともに、採捕の数量が前年の漁獲実績程度となるようにすることが必要である。

第3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【すけとうだら】

小型機船底びき網漁業及びさし網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう許可隻数については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。

また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まあじ】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まいわし】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【まさば及びごまさば】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

【するめいか】

定置網漁業(底建網を含む。)については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう免許統数等については現状どおりとして、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めるものとする。また、総トン数5トン未満の動力漁船による小型いかつり漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、従来の操業規制と同様の規制に基づいて操業することとし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。なお、上記の漁業については規則に基づき漁獲実績の報告を求めるとする。

第4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりである。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|--------------------------------|---|-------------------------|-----------|
| さめがれい | 小型機船底びき網漁業(うち手繰網漁業(うち手繰第1種漁業)) | 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面 | 平成25年5月1日から平成25年6月30日まで | 388 |

(注) 小型機船底びき網漁業(うち手繰第1種漁業)とは漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和27年農林省令第6号)第1条第1項第1号に規定する種類のものをいう。

第5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

平成25年の第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量並びに対象となる採捕の種類に係る海域及び期間は次表のとおりとする。

| 第2種特定海洋生物資源 | 採捕の種類 | 海域 | 期間 | 漁獲努力量(隻日) |
|-------------|------------------|---|-------------------------|-----------|
| さめがれい | 機船手繰網漁業(かけまわし漁業) | 青森県下北郡東通村尻屋崎灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ線以东の青森県地先水面 | 平成25年5月1日から平成25年6月30日まで | 388 |

(注) 機船手繰網漁業(かけまわし漁業)とは青森県海面漁業調整規則第6条に規定する種類のものをいう。

第6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

【さめがれい】

太平洋北部のさめがれいの資源回復を図るために、「青森県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。また、規則に基づき漁獲努力量の報告を求めることとする。

第7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- 1 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。
- 2 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、生息環境の保全に努めるものとする。

液体シンチレーション計数装置(H 三用)の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

液体シンチレーション計数装置(H 三用) 一式

二 納入期限

平成二十六年三月十四日

三 納入場所

入札説明書による。

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
- 2 平成二十三年六月二十九日青森県告示第五百五十九号(物品等の競争入札参加資格)の1、平成二十四年二月一日青森県告示第五十九号(物品等の競争入札参加資格)の1又は平成二十五年二月一日青森県告示第六十九号(物品等の競争入札参加資格)の1のいずれかの規定によりAの等級に格付された者であること。
- 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
- 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
- 5 入札説明書に明記されている入札に参加する者の提出書類を適正に提出しているものとする。

五 資格の審査等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

2 提出部数 二部
3 提出期限等

(一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、平成二十五年七月十九日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

(三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
六 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一

青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七 七三四 九一〇四

七 入開札の日時及び場所
1 日時

平成二十五年八月五日（時間は、入札説明書による。）
2 場所

青森市長島一丁目の一
青森県庁舎東棟一階 会計管理課入札室

八 入札執行回数
原則として三回を限度とする。

九 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

十 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

する。

十一 契約の締結

1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。

2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十二 入札条件
青森県財務規則に定める入札者心得書を遵守するほか、入札説明書による。

十三 入札書記載金額
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他
1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

3 契約書作成の要否 要
4 その他 詳細は、入札説明書による。

SUMMARY
1 Nature and quantity of the products to be purchased:
Liquid scintillation counter

2 Time limit for tender:
5 August, 2013 (Please refer to a bid manual in time.)

3 Contact Point for the notice:
Account Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9104

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 森田建設

二 氏名 森田 未太郎

三 主たる営業所の所在地 三戸郡南部町大字大向字泉山道九の一七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二二）第八一六三号

五 取消年月日 平成二十五年六月六日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中村建設工業株式会社

二 代表者の氏名 関 一郎

三 主たる営業所の所在地 八戸市長苗代二丁目一の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 二三）第一五五五号

五 取消年月日 平成二十五年六月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、建築、大工、とび・土工、石、屋根、管、タイル・れんが・ブロック、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、内装仕上、水道施設、消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十五年六月二十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社工藤工ム店

二 代表者の氏名 工藤 清志

三 主たる営業所の所在地 三戸郡五戸町大字手倉橋字荷軽井一六の七

四 許可番号 青森県知事許可（般 二〇）第三〇〇一七三号

五 取消年月日 平成二十五年六月十一日

六 取消しに係る建設業の許可

とび・土工、塗装工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十五年五月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成二十五年六月二十四日

上北地域県民局長 三 上 俊 孝

| | | | |
|------------|-------|------------------------|-----------|
| 区役員の 区別 | 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
| 監 事 | 竹内 幸夫 | 上北郡東北町大字大浦字東道ノ上二の 二 | 平成 五 六 二〇 |

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第四十二号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十五年六月二十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第九十四号様式を次のように改める。

第九十四号様式（第六十九条関係）

何選挙（何選挙区）選挙長告示第 号

年 月 日 執行の何選挙につき（何選挙区において）、候補者として次のとおり届出があつたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条第十三項（第八十六条の四第十一項）の規定により告示する。

何選挙（何選挙区）選挙長 氏 名

| | | | | | | | | | |
|----------------|-----------|----------|---------------|----|----|----------|----|----|------------------------|
| 届出 受理 番号 | 届出 年月日 | 届出 の別 | ふりがな 候補者氏名 | 本籍 | 住所 | 生年 月日 | 党派 | 職業 | 一のウェブ サイトの アドレス等 |
|----------------|-----------|----------|---------------|----|----|----------|----|----|------------------------|

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

注 1 「届出の別」欄には、「政党届出」、「本人届出」又は「推薦届出」の別を記載すること。

2 「候補者氏名」欄には、(1)通称の使用が認定された場合には、通称のみを記載し、(2)ふりがな（仮名書きの部分を除く。）を必ず付すること。

3 「党派」欄には、立候補届出書に令第八十九条第四項の規定により政治団体の略称を併記されてある場合にはその略称のみを「（略称）何々」と記載すること。

4 衆議院小選挙区選出議員選挙においては、「党派」は「候補者届出政党の名称」と読み替えるものとする。

5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭